

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

令和元年7月1日(月)から11日(木)にかけてチェコ・プラハにて開催された第42回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件及び区域等を定める管理計画の改正並びに南極史跡記念物一覧表の改正の採択が行われた。

これらを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

(1) 南極特別保護地区の区域の変更(施行規則第1条関係)

以下の南極特別保護地区の区域を変更する。

ア) 第41南極特別保護地区

- ・当該区域西側境界の一部を定めていたロープによる境界を満潮時の海岸線に変更

イ) 第42南極特別保護地区

- ・当該区域の範囲から除外されていたトロール基地外縁10メートル以内の区域を定める規定の削除

(2) 南極史跡記念物一覧表の変更(施行規則第8条(別表第4)関係)

南極史跡記念物に新たに以下2つの史跡を加える。

- ・1914年から1915年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデュアランス」号
- ・カール・アントン・ラーセン船長により建てられた石塚

(3) 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件(施行規則第12条(別表第6)関係)

以下の南極特別保護地区において、認められる活動要件を変更する。

ア) 第51南極特別保護地区

- ・当該区域内において長期間モニタリングを行う区域の明示することを追加
- ・当該区域内におけるし尿の海域への排出の禁止

イ) 第54南極特別保護地区

- ・当該区域上空において禁止されていた低空飛行の禁止の解除

ウ) 第61南極特別保護地区

- ・当該区域内への立入り条件に教育目的での立入りを追加

エ) 第71南極特別保護地区

- ・当該区域内への立入り条件に教育目的での立入りを追加
- ・当該区域内において長期間モニタリングを行う区域の明示することを追加
- ・当該区域内において一律に禁止されていた野営について、科学調査目的で必要な場合の野営を除外

3. 施行期日

令和元年10月9日